

東日本大震災による被災代替資産特例の適用申告について

盛岡市

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産（事業用資産）の所有者が、盛岡市内に令和6年3月31日までの間に、その滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得、又はその損壊した償却資産を改良した場合に、その取得された償却資産について、固定資産税の課税標準となる価格を、取得の翌年から4年度分は2分の1の額とする特例措置（代替資産の特例）が講じられています。（地方税法附則第56条第12項）

この特例措置の適用を受けようとする場合は、次の要領により書類を作成のうえ申告してください。

I 特例措置の概要

1 特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産（事業用資産）の所有者

2 特例措置の対象となる償却資産

(1) 対象資産（代替資産）

① 東日本大震災の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災資産」という。）に代わるものとして取得した資産

原則として被災資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であるもので、代替資産であると市長が認めるものに限ります。

なお、前年までに代替資産特例の適用を受けた被災資産については、再度この代替資産特例の適用を申告することはできません。

② 東日本大震災の被災により、被災資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの。

(2) 対象となる代替資産の取得期間

平成23年3月11日から令和6年3月31日までの間に取得されたもの

(3) 特例率など

資産を取得した翌年度から4年度分、その課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法の規定によりこの特例措置以外に課税標準の特例措置が適用される場合には、その特例に重ねて適用されます。）

II 申告書類の提出等について

1 提出書類

特例適用の申告にあたっては、次の書類を提出してください。

(1) 代替取得償却資産に係る課税標準の特例適用申告書・・・・・・・・・・〔様式1〕

(2) 固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表・・・・〔様式2〕

又は、被災資産所在地の市町村から発行された固定資産課税台帳登録事項証明書

(3) 被災資産所在地の市町村から発行された「り災証明書」

(4) その他

代替資産の取得者が、被災資産所有者の相続人である場合や、合併法人である場合、又は被

災資産が所有権留保付売買資産でその買主である場合などにも、この特例措置の適用が認められています。この場合には次の書類を提出してください。

- ア 相続人の場合・・・相続人であることを証する書類（戸籍謄本の写し等）
- イ 合併法人の場合・・・合併法人であることを証する書類（商業登記簿謄本の写し等）
- ウ 所有権留保付売買資産の買主の場合・・・その資産に関する売買契約書の写し等

2 提出先

盛岡市役所 別館6階 資産税課（償却資産係）
盛岡市内丸12番2号 電話 019（613）8407

Ⅲ 申告書の記入について

1 「代替取得償却資産に係る課税標準の特例適用申告書」...〔様式1〕

- (1) (申告者) 住所又は所在地
申告者（資産所有者）の住所又は事業所の所在地を記入してください。
- (2) (申告者) 氏名又は名称
申告者（資産所有者）の氏名を記入してください。
なお、資産所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
- (3) 「1 所有者の氏名（名称）・住所（所在地）及び資産所在地」欄に必要事項を記入してください。
- (4) 「2 代替資産の種類別内訳」欄に、「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表」に記載された代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

2 「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」...〔様式2〕

- (1) 「被災資産(課税台帳登録資産)」及び「代替資産」欄について
 - ア 所有者名
被災資産及び代替資産それぞれの所有者名を記入してください。
 - イ 資産の種類
被災資産及び代替資産それぞれの資産種類を記入してください。
 - ウ 資産番号
被災資産所在地の市町村の固定資産(償却資産)課税台帳に登録されている被災資産の登録番号(資産コードNo.)を記入してください。
 - エ 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数
被災資産及び代替資産それぞれの名称、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記入してください。
- (2) 「※[証明欄]」欄について
被災した資産の代替資産を他の市町村において取得し、この特例措置の適用申告をする場合は、その被災資産が申告されていた市町村長の証明（固定資産課税台帳登録事項証明）を受ける必要があります。
(本市で被災した資産について、本市でその代替資産を取得した場合には、固定資産課税台帳登録事項証明を受ける必要はありません。)